

みなくち子どもの森運営協議会委員募集要項

令和8年9月1日

甲賀市みなくち子どもの森

1. 趣旨

この要項は、甲賀市みなくち子どもの森管理運営規則第7条第1項の規定により委嘱する子どもの森運営協議会委員の公募について、必要な事項を定める。

2. 子どもの森運営協議会の概要

設 置 根 拠	甲賀市みなくち子どもの森管理運営規則第7条第1項
職 務	子どもの森の事業の推進および円滑な運営のための協議
会 議 等 の 開 催 予 定	・協議会 年2回（1回2時間程度）
委 員 数	10人以内（内公募委員2人）
委嘱の基準	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他教育委員会が適当と認める者

3. 募集内容

- (1) 募集人員 2人
- (2) 任 期 令和8年12月7日から令和10年12月6日まで（2年間）
- (3) 謝 金 会議1回出席につき5,000円

4. 応募資格

- (1) 18歳以上で甲賀市内に住所を有する、又は市内に通勤・通学されている方で、下記の事項に合致する方とします。ただし、議員、公務員の方は除きます
 - ①市政への参加意欲がある方
 - ②みなくち子どもの森について関心がある方
 - ③応募日以前1年間において、市が設置する審議会等の委員でない方、または応募の時点で市が設置するその他審議会等の委員に応募していない方
 - ④会議に出席できる方。オンライン上で参加される場合は、自宅等でオンライン会議に参加できる環境がある方
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方は応募できません。

5. 募集期間

令和8年9月1日（火）から9月25日（金）午後5時まで

6. 応募方法

応募書類

ア みなくち子どもの森運営協議会委員応募用紙（様式第1号）

イ 作文（様式第2号）

作文のテーマは次のとおりとします。

「甲賀市の自然をどのように守り、その素晴らしさをどのように伝え、子どもたちに引き継ぐか」

応募書類を郵送、電子メール、直接持参のいずれかの方法でご応募ください。

応募書類は返却しませんのでご了承ください。

郵 送	〒528-0051 甲賀市水口町北内貴 10 みなくち子どもの森 【応募期限】令和8年9月25日（金）必着
電子メール	みなくち子どもの森 E-mail:koka30104600@city.koka.lg.jp 【応募期限】令和8年9月25日（金）午後5時受信分まで
直 接 持 参	みなくち子どもの森 【受付時間】募集期間内の午前9時から午後5時15分まで ※ただし、9月25日（金）は午後5時まで ※9月1日（火）～3日（木）は園内草刈のための臨時 休園日、7日（月）、14日（月）、24日（木）は 休園日のため受付できません

7. 選考

応募書類をもとに、応募者の市政やみなくち子どもの森の事業への関心を考慮して選考します。

なお、選考結果は、応募していただいた方全員に通知します。